

南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引

目次

1 一般的事項

- (1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程
- (2) 計画等の作成義務者
- (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
- (4) 計画等の作成期限
- (5) 計画等を変更した場合の措置
- (6) 作成すべき計画等
- (7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
- (8) 南海トラフ地震防災規程の形式
- (9) 提出書類の種類、部数等

2 計画等に定めるべき事項

3 計画等の作成の前提条件

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

- (1) 防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 避難
- (4) 時間差発生等における避難
- (5) 訓練
- (6) 教育及び広報

別紙 1 作成義務者の一覧表

別紙 2 対策計画の基本となるべき事項

参考 対策計画届出書類等の様式

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第 2 条
第 1 ～ 3 項関係）

1 一般的事項

(1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程

ア 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 南海トラフ地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、都府県知事

イ 南海トラフ地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を変更した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第6項）。

イ 南海トラフ地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2)に掲げる作成義務者は、対策計画又は南海トラフ地震防災規程のいずれかを作成するもので(別紙1参照)、対策計画と南海トラフ地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 南海トラフ地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。なお、大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に基づき東海地震防災応急計画は、南海トラフ地震防災規程の適用を受けることとなっている。

(7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権原者ごとのもの(消防法施行規則第3条第6項)及び建物全体に関するもの(消防法施行規則第4条第4項)の両方を作成する必要がある。

(8) 南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	都府県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 南海トラフ地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	}	それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数		
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数		

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項、③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、都府県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30センチメートル以上であるが、浸水深が30センチメートル以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の避難場所への避難について定めること。

ウ 観客の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項について定めること。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあつては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

(イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

- (カ) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (キ) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。
- なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (ウ) 正確な情報入手の方法
 - (エ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (オ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (カ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識